

平成30年7月の豪雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
被災された皆様や地域が一日でも早く日常生活に戻れますよう心よりお祈りしております。

災害に遭われた方が一定の要件に該当した場合、共済組合より給付等を受けることができますのでご案内します。

《災害見舞金》

支給の要件

組合員の方が非常災害により住居および家財に損害を受けたときに支給されます。

- 非常災害とは、地震・津波・火災・台風・たつまき・豪雨による浸水・洪水・がけ崩れ・落雷など主として自然現象による災害を言います(盗難は除きます。)
- 住居とは、組合員が現に居住している建物のことを言います。自宅・借家・借間・公営住宅等の別は問いません(車庫・倉庫等は含みません。)
- 家財とは、住居以外で家具・調度品・寝具・衣類など毎日の生活に必要な財産のことを言います(不動産・現金・有価証券・預貯金・装飾品・絵画等は含みません。)

提出書類

- 災害見舞金請求書
- リ災証明書(請求書に証明を受けている場合は不要です。)
- 災害事実調査書
- 修理の見積書(住宅の損害の場合。損害の割合を算出するため、修理した場合および同じものを建て直した場合の2つの見積書が必要です。)
- 家財の品目別明細書(家財の損害の場合。組合員および被扶養者の全家財を記入し、被災したものについては減失割合を記入してください。)
- 災害状況の平面図(災害部分を朱書きしてください。)
- 被災状況の写真(建物全体および内部等の被災の状況が把握できるもの。なお、床上浸水の場合は、浸水の水位が確認できるように「定規」などを当てて写真を撮ってください。被災後の迅速な対応が必要となりますので、ご注意ください。)



支給金額

損害の程度に応じて、住居、家財のそれぞれに下表を適用して算定した月数を合算した月数(最高3月)を標準報酬月額に乗じた額となります。

損害の程度 (焼失、滅失、またはこれと同程度の損害)		災害見舞金	
		月数	×標準報酬月額
全部		2月	
2分の1以上全部未済		1月	
3分の1以上2分の1未済		0.5月	
損害の程度の認定が困難であり、平屋建ての家屋(家財を含む)が床上浸水した場合	床上120cm以上	1月	
	床上30cm以上	0.5月	

※例えば、
住宅が全部、
家財が2分の1
の被害なら…
合計 3月
となります。

※同一世帯に2人以上の組合員がいる場合は、それぞれに支給されます。

※被扶養者が別居している場合は、その住居または家財を組合員のものの一部として取扱います。

《災害貸付》

組合員の方が居住する住宅・住宅の敷地および家財が水震火災その他の非常災害等による損害を受けた場合、復旧等に必要な資金の貸付けを行っています。

概要は次のとおりですが、実際の申し込みにあたっては、所属所の共済組合事務担当課または共済組合福祉課に詳細をご確認のうえ、お申し込みください。

	貸付限度額(注1)	貸付利率	償還方法(注2)
災害家財貸付	最高 200万円	年 0.93%	元利均等償還 「毎月償還」または 「毎月・賞与償還併用」を選択
災害住宅貸付	最高 1,800万円		
災害再貸付	最高 1,900万円		

(注1) 貸付限度額は、組合員期間等により異なります。(注2) 償還回数と償還額は、貸付金額ごとに決められています。(共済組合ホームページに掲載)

お問い合わせ先 災害見舞金に関すること 保険課 医療係 ☎ 083-925-6142
災害貸付に関すること 福祉課 福祉係 ☎ 083-925-6551

申請等のお手続きは、各所属所の共済事務担当課へお願いします。